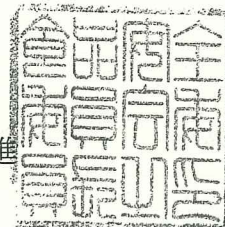




府食第203号
平成27年3月17日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成27年3月12日付け26消安第6189号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年農林水産省告示第284号）附二及び三について以下の改正を行うこと。

主成分等の測定方法について、「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法」から「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法」への変更